

平成9年2月5日

各保険医療機関
各保険薬局殿

133-231

福岡県国民健康保険団体連合会

133-280

133-280

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合及び全国板金業
国民健康保険組合に係る請求事務の一部変更について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本会の事業運営につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合及び全国板金業国民健康保険組合が平成9年

4月提出分から東京都に所在する保険者としての取扱いとなります。

つきましては、様式国保組合の被保険者に係る診療報酬及び福岡県単独公費負担医療等の請求事務について、平成9年4月提出分から下記の通り一部変更となりますので、ご協力を賜り
よろしくお願い申し上げます。

敬具

○診療報酬等請求事務の一部変更

項目	平成9年3月提出分まで	平成9年4月提出分より
診療報酬請求書等の編集順について	国保組合<県内>として 編集。	国保組合<県外>として 編集。 診療報酬明細書の最下部 に編集することとなります。
福岡県単独公費負担医療 の支給対象者に係る医療費 の請求について 【公費負担医療の名称】 ・重度心身障害者医療 ・乳幼児医療 ・母子家庭等医療 ・41老人医療	【乳障母医療の場合】 国民健康保険と乳障母医 療費併用明細書を作成の上、 連合会へ請求。 【41老人医療の場合】 国民健康保険と公費負担 医療併用明細書を作成の上、 連合会へ請求。	国民健康保険単独明細書 並びに乳障母医療費明細書 (医保単独家族明細書の複 写分)を作成の上、連合会へ 請求。 貸渡払い (窓口で患者負担額を徴収 し、患者が実施者へ請求 することとなります。)

【問合せ先】

国保連合会 事業部情報管理課
TEL 092(441)1841

同じく、4月は一般と同じ入力方法

手書きで同じ記入

(41老人は①と②どちらも記入必須)